

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	1	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 EcoBalance2024 企画セッション・パートナーイベントの開催支援業務	
契約締結日	令和6年10月4日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社シーエーティ	
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月19日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和6年10月4日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受取者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	2	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 NICAM 運用効率化に資する周辺ツール高度化業務	
契約締結日	令和6年10月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社 CliMTech	
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月24日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和6年10月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	3	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度タイムカプセル棟凍結保存容器システム制御盤内シーケンサ更新業務(B群・C群制御盤)	
契約締結日	令和6年10月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社巴商会	
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月24日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和6年10月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	4	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度資源輸入による生物多様性への影響評価のためのデータベース構築業務	
契約締結日	令和6年10月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社パスコ	
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月24日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和6年10月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	5	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度医療統計解析ソフトウェアライセンス 1式	
契約締結日	令和6年10月9日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本電気株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月25日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和6年10月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	6	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度複合現象シミュレーションデータ格納装置一式	
契約締結日	令和6年10月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	クラウドアドベンチャー株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月27日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年10月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	7	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度多項目水質計 1式	
契約締結日	令和6年10月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	ザイレムジャパン株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月27日
	提案書等	×
	本見積	令和6年10月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	8	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 ブラックカーボンモニター 1式 賃貸借	
契約締結日	令和6年10月25日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本カノマックス株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年10月10日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年10月25日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	9	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度ライダー用 Eazy レーザー修理業務	
契約締結日	令和6年10月30日	
契約の相手方の商号又は名称等	ルミバード・ジャパン株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年10月16日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年10月30日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	10	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度水物質循環モデルの湖沼やダム内での相互作用への拡張に関するインタフェース構築業務	
契約締結日	令和6年10月30日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本エヌ・ユー・エス株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年10月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和6年10月30日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	11	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度福島県震災被災地とその周辺で採集された昆虫類等のソーティング・同定業務	
契約締結日	令和6年10月30日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社地域環境計画	
公開見積競争経緯	公告	令和6年10月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和6年10月30日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受取者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	12	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度気候変動適応に関するPR戦略策定支援業務	
契約締結日	令和6年11月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	Story Design house 株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年10月4日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年10月21日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	13	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 マルチチャンネル高速デジタイザ 一式	
契約締結日	令和6年11月5日	
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年10月21日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年11月5日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所
案件番号	14
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)
契約の件名及び数量	令和6年度再生プラスチックペレット中ポリ臭素化ダイオキシン類分析業務
契約締結日	令和6年11月5日
契約の相手方の商号又は名称等	日鉄テクノロジー株式会社
公開見積競争経緯	公告 令和6年10月21日 提案書等×切 - 本見積×切 令和6年11月5日

チェック内容

項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	-	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	-

特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。
 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。

一者見積に対する今後の改善措置について

一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。

契約監視委員会のコメント等

(契約監視委員会のコメント)

仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。
 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。

(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)

アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。

本案件を審議した契約監視委員会の委員

小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	15	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 TANSO-3 擬似 L2(GHG)プロダクト作成等業務	
契約締結日	令和6年11月6日	
契約の相手方の商号又は名称等	三菱電機ソフトウェア株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年9月30日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和6年10月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	16	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度気候変動適応の研究会 研究発表会・分科会及び地域の気候変動適応推進に向けた意見交換会開催支援等業務	
契約締結日	令和6年11月7日	
契約の相手方の商号又は名称等	クリエイティブ・ファクトリー株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年10月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和6年11月7日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	17	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 GHG・SLCF 研究データサーバ等 1式	
契約締結日	令和6年11月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	システムワークス株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年10月28日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年11月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	18	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度福島地域協働研究拠点 ICP-MS 修理業務	
契約締結日	令和6年11月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	美和電気工業株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年10月25日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年11月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	19	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 高精度温度校正器 一式	
契約締結日	令和6年11月14日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社テクトロニクス&フルーク フルーク社	
公開見積競争経緯	公告 令和6年10月31日 提案書等×切 — 本見積×切 令和6年11月14日	
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	20	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 ポータブル LTOドライブ 一式	
契約締結日	令和6年11月14日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社データストレージ	
公開見積競争経緯	公告	令和6年10月31日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和6年11月14日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	21	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度大気拡散モデル文献調査業務	
契約締結日	令和6年11月14日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本気象株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年10月30日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和6年11月14日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	22	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度全球対象格子状データからの特徴量算出ツール開発業務	
契約締結日	令和6年11月19日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社 NTT データ数理システム	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月5日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年11月19日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	23	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度衛星観測に関する事業におけるサーバ・PC 端末等の管理運用に係る研究支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和6年11月21日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和6年11月21日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	24	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度温室効果ガスインベントリ策定等に係る支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和6年11月22日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月8日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和6年11月22日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受取者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	25	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度アルミニウムの物質フロー・温室効果ガス排出のシナリオ分析のためのデータ整備及び解析等支援業務	
契約締結日	令和6年11月22日	
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和6年11月22日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	26	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度気候変動適応に係る国民の理解度調査業務	
契約締結日	令和6年11月22日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社ロイヤリティ マーケティング	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月5日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和6年11月22日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	27	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度次世代シーケンス解析業務(RNA-Seq)	
契約締結日	令和6年11月22日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社ケイアイサイエンス	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月8日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和6年11月22日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	28	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 ゲルマニウム半導体検出器用マルチチャンネルアナライザ 1式	
契約締結日	令和6年11月26日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社東栄科学産業	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月12日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和6年11月26日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受取者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	29	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 ウルトラマイクロ天秤 一式	
契約締結日	令和6年11月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	竹田理化工業株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月13日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和6年11月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	30	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度大気シミュレーション研究に係る研究支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和6年12月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック	
公開見積競争経緯	公告	令和6年10月30日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和6年11月14日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	31	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度ウェブサイト DChemCore のシステム改修業務	
契約締結日	令和6年12月2日	
契約の相手方の商号又は名称等	ZOONO	
公開見積競争経緯	公告 令和6年11月18日 提案書等×切 — 本見積×切 令和6年12月2日	
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	32	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 気候・大気質変動データ格納装置 一式	
契約締結日	令和6年12月6日	
契約の相手方の商号又は名称等	クラウドアドベンチャー株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月22日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和6年12月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	33	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 ULTRA50 ヘッド修理 一式	
契約締結日	令和6年12月9日	
契約の相手方の商号又は名称等	ルミバード・ジャパン株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月25日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年12月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	34	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 ガスクロマトグラフワークステーション 一式	
契約締結日	令和6年12月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	竹田理化工業株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月27日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和6年12月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	35	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度最適化ソルバーライセンス2式	
契約締結日	令和6年12月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月27日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年12月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
<p>アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	36	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 フーリエ変換赤外分光光度計 一式	
契約締結日	令和6年12月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	ラボサイエンティフィック株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月27日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年12月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	37	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 ハイパースペクトルカメラ 1台	
契約締結日	令和6年12月12日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社アルゴ	
公開見積競争経緯	公告	令和6年11月28日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年12月12日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	38	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	窒素酸化物分析装置 一式	
契約締結日	令和6年12月16日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社堀場製作所	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月2日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和6年12月16日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	39	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 大気光化学チャンバーターボ分子ポンプ修理業務	
契約締結日	令和6年12月19日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社アールデック	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月5日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年12月19日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	40	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 キセノンランプ 一式	
契約締結日	令和6年12月23日	
契約の相手方の商号又は名称等	山田光学工業株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月9日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年12月23日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	41	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 PFAS 分析カラム及び消耗品類 一式	
契約締結日	令和6年12月25日	
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月11日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年12月25日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	42	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	フーリエ変換分光計降雨カバー3装置製作業務	
契約締結日	令和6年12月26日	
契約の相手方の商号又は名称等	有限会社ナカショウ	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月12日
	提案書等	×
	本見積	× 令和6年12月26日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	43	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 マルチ水質モニター 一式	
契約締結日	令和7年1月7日	
契約の相手方の商号又は名称等	ザイレムジャパン株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月17日
	提案書等	×
	本見積	× 令和7年1月7日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	44	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	「環境展望台」利用者解析に係る研究支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和7年1月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月18日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和7年1月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	45	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度プラスチックごみの陸域ストックから河川への流出実態に関する基礎調査業務	
契約締結日	令和7年1月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社環境管理センター	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月18日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	46	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度ウズラ胚の血漿中における性ステロイドホルモン濃度の測定業務	
契約締結日	令和7年1月9日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社あすか製薬メディカル	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月19日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	47	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度血液試料中PFAS分析用前処理カートリッジ類 一式	
契約締結日	令和7年1月10日	
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月20日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和7年1月10日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	48	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度プラスチック成形品の化学物質含有情報の取得およびリレーショナルデータベース構築業務	
契約締結日	令和7年1月10日	
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月20日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月10日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受取者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	49	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度研究本館Ⅲ棟排気系統化学物質管理区域用フィルター交換業務	
契約締結日	令和7年1月14日	
契約の相手方の商号又は名称等	進和テック株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月14日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受取者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	50	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度エコチル調査 13歳以降調査継続同意取得資料印刷業務	
契約締結日	令和7年1月15日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社コムラ	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月24日
	提案書等	×
	本見積	× 令和7年1月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
<p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	51	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度小型リチウムイオン電池圧壊試験業務	
契約締結日	令和7年1月15日	
契約の相手方の商号又は名称等	NTTアノードエナジー株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月24日
	提案書等	×
	本見積	× 令和7年1月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	52	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度新型コロナウイルス感染症の感染状況に関する文献調査	
契約締結日	令和7年1月16日	
契約の相手方の商号又は名称等	一般社団法人 化学情報協会	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月25日
	提案書等	×
	本見積	× 令和7年1月16日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	53	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度山菜摂取に関するネットリサーチ業務	
契約締結日	令和7年1月20日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社クロス・マーケティング	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月27日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和7年1月20日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	54	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度熱処理飛灰の減容化プロセス検討のためのインベントリ調査	
契約締結日	令和7年1月20日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社エックス都市研究所	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月27日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月20日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	55	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	コンクリート殻の海洋利用に伴うブルーカーボン効果のレビュー業務	
契約締結日	令和7年1月20日	
契約の相手方の商号又は名称等	応用地質株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月27日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和7年1月20日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	56	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	災害廃棄物ガバナンスに関するガイドブックの作成業務	
契約締結日	令和7年1月20日	
契約の相手方の商号又は名称等	公益財団法人 廃棄物・3R研究財団	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月27日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和7年1月20日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	57	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度エコチル調査乳歯分析検体用 QRコード印字業務	
契約締結日	令和7年1月21日	
契約の相手方の商号又は名称等	ゴールドスノー株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月6日
	提案書等	×
	本見積	× 令和7年1月21日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	58	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度気候変動政策の支持に将来世代配慮が与える効果と要因に関する調査業務	
契約締結日	令和7年1月21日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社クロス・マーケティング	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月6日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月21日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	59	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度諸外国等における化学物質曝露評価・リスク評価手法の情報収集・解析業務	
契約締結日	令和7年1月21日	
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月6日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月21日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受取者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	60	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度食事試料中のパラベン、アルキルフェノール類の分析業務	
契約締結日	令和7年1月22日	
契約の相手方の商号又は名称等	いであ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月7日
	提案書等	×
	本見積	× 令和7年1月22日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	61	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 マルチ大規模アンサンブル格納装置 一式	
契約締結日	令和7年1月23日	
契約の相手方の商号又は名称等	クラウドアドベンチャー株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月8日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月23日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	62	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度包括環境リスク評価に向けた様々な種類の健康有害性情報と脆弱性を考慮した曝露情報の調査検討業務	
契約締結日	令和7年1月23日	
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月8日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月23日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受取者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	63	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 マイクロチャンバー 1台	
契約締結日	令和7年1月23日	
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月8日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和7年1月23日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
<p>小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)</p>		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	64	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度成層圏モニタリングデータ解析システムの移行業務	
契約締結日	令和7年1月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	富士通 Japan 株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月9日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	65	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度2020年産業連関表への脱炭素技術データの組み込み業務	
契約締結日	令和7年1月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受取者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	66	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 超低温槽 一式	
契約締結日	令和7年1月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	アイテックサイエンス株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月10日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和7年1月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	67	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	福島県における地域社会システム創成に関する基盤情報収集および可視化業務	
契約締結日	令和7年1月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社ふたば	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	68	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	広域巨大災害における木質系災害廃棄物の出口戦略に関する検討業務	
契約締結日	令和7年1月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	応用地質株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受取者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	69	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 ライダー搭載ドローン 一式	
契約締結日	令和7年1月28日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社アイネスプロ	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月14日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和7年1月28日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	70	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 ワイパー式メモリー溶存酸素計 2台	
契約締結日	令和7年1月28日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社ハイドロテック	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月14日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和7年1月28日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	71	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	示差走査熱量計の液体窒素冷却装置 一式	
契約締結日	令和7年1月28日	
契約の相手方の商号又は名称等	アイテックサイエンス株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月14日
	提案書等	×
	本見積	× 令和7年1月28日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	72	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	気候変動科学に関する情報公開機能強化に係る支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和7年1月29日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社インテック	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月15日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月29日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	73	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度 8900ICPMSMS用 MassHunter アップグレード 一式	
契約締結日	令和7年1月29日	
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月15日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和7年1月29日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	74	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	制御ソフトウェア追加ライセンス 一式	
契約締結日	令和7年1月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	竹田理化工業株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月17日
	提案書等	×切
	本見積	×切 令和7年1月31日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	75	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	プラスチック循環資源を対象としたポリ臭素化ダイオキシン類の分析業務	
契約締結日	令和7年1月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	日鉄テクノロジー株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月17日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年1月31日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	76	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	遺伝的多様性評価指標算出に関する業務	
契約締結日	令和7年2月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社政策基礎研究所	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月20日
	提案書等	×
	本見積	× 令和7年2月3日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	77	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	出猟カレンダーデータ収集・整備・分析業務	
契約締結日	令和7年2月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	一般財団法人自然環境研究センター	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月20日
	提案書等	×
	本見積	× 令和7年2月3日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	78	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	福島県東部における生物相・景観の広域モニタリング調査に関わる生物調査機材点検・回収業務	
契約締結日	令和7年2月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社エコリス	
公開見積競争経緯	公告	令和6年12月13日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和6年12月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	79	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	自然共生サイト適地評価にかかる生物種分布推定モデル構築・改良業務	
契約締結日	令和7年2月4日	
契約の相手方の商号又は名称等	パシフィックコンサルタンツ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月21日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年2月4日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	80	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和6年度「令和5年度化学物質分析法開発調査報告書」の精査・データ化等業務	
契約締結日	令和7年2月5日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社数理計画	
公開見積競争経緯	公告	令和7年1月22日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年2月5日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受取者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部 典子、西山 温、野村 豊弘、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。